平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

事 業 コード 52620004

【1枚目】

001030101

事務事業名 行旅病人等取扱事業	部名等		民生部	政策の柱基3	健やかて	笑顔あふれるま	ちづくり	会計 一般会計		
予 算 書 の 事 業 名 11. 行旅病人等取扱事務	課名等		社会福祉	武課 政策名2 例	建康で安心	して暮らせる社:	会の構築	款 3. 民生	費	
事業期間 開始年度 昭和30年度以 終了年度 当面継続 業務分類 4. 負担金・補助金	係名等		福祉保護信	系② 施策名6. 地	□域で支え	あう福祉社会の	作准	項 1. 社会	福祉費	
東施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		近堂 暢					目 1. 社会		
7. A A C B A S A C B A S A C B A S A C B A S A C B A S A C B A S A C B A C	電話番号		0765-23-1		女怪伏牛	の確立		н 1. дд	田正型が分列	
	电阳笛力		0703 23	本本事来和 元 引 り	/ 又版件巾	107 HE 27				
◆事業概要(どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)						9	 [績		計画・目標	
①行旅病人のうち、主に目的地への旅行の際の交通費について補助する。隣市までのJR片道切符の現物支統 給するもの。 ②救護すべき行旅病人が市内で発見された場合、発見地である当市にて救護を行う。救護費用についていった が受けられなかった場合、県へ通知し、費用請求するもの。							23年度	24年度	25年度	26年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) ①行旅人で、途中経済的、肉体的に困窮している人。 ②救護すべき行旅病人			□申請	件数	4	÷ 62		50 100	100	10
对 象		-								
< 平成23年度の主な活動内容> ①支給件数50件(滑川駅行:28件、黒部駅行:22件) ②該当なし		Ĭ	」 」① 支給 「	件数 	4	÷ 62	!	50 100	100	10
野 **平成24年度の変更点		3	数 2 票 3							
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 行旅病人のうち、主に目的地に旅行の際の交通費について補助する。 意			戈	に対する支給率	9	6 100.00	100.	00 100.00	100.00	100.0
		才	自 [
そ < 施策の目指すすがた > の 地域でともに支えあいながら、市民の誰もが住みなれた地域で安心して自立生活を送ることを目指す。		1	成果指標力	が現段階で取得できていない場	帚合、その	取得方法を記入				
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				財 (1)国・県支出金	(千円			0 652		65
行旅病人及行旅死亡人取扱法は、明治32年に制定されている。 				(2)地方債 内 (3)その他(使用料・手数料・	(千P 等) (千P			0 0		
				(4)一般財源	(千円			10 23	-	
				A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計				10 675		67
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢	勢の変化など)			①事務事業に携わる正規職員	員数 (人	1		1	1 1	
経済情勢等にも影響を受けるので、今後も予測は困難である。				②事務事業の年間所要時間	(時間	100	1	00 100	100	10
				B. 人件費(②×人件費単価/千				21 42		42
				事務事業に係る総費用 (A+				31 1, 096		1, 09
▲ →□ ↑ ★ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑				(参考) 人件費単価	(円@町	1, 200			4, 205	4, 20
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)なし。				◆ 県内他市の実施状況 ○ 把握している ・ 把握していな	未調査の	<mark>している内容又は</mark> Dため不明。	把握していな	<mark>:い理由の記入欄)</mark>		

部・課・係名等 コード1 02020101

政策体系上の位置付け コード2

526002

予算科目

【目的妥当性の評価】

【日町女司1						
1. 施策への	直結月	変(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	*	評価網	結果の総括と今後の方向性	
● 直結度力	Ξ.	行旅人が隣市まで移動できる最小限の費用を渡し、救護するもの。 ************************************	(1	1) 評	2 価結果の総括	
大 〇 直結度中	3	明		① F	目的妥当性	
直結度/	`			2 1	有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり	
2. 市の関与の	妥当	性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)		3 \$	効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
● 法令など	! KZ J	り市による実施が義務付けられている		4 4	公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
法 ○ 法令なり	: KZ .I	よる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は凩	(2	2) 今	後の事務事業の方向性	
会 難 なた	. め、	よる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困市による実施が妥当		•	● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
		- ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
務 ○ 市が実施	直して	ているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当			他の事務事業と統合又は連携	
		産成しているので、市の関与を廃止が妥当		\subset	○ 目的見直し	
Les too N. A. deta		行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第2条		C	事務事業のやり方改善	
根拠法令等を言	己人					
3. 目的見直し	の余	出(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)				
		現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	★改	女革・改	 枚善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
	説				なし	コストの方向性
なし	明					
【有効性の	評値	五】			年度	
		1 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)		年月	平成24	維持
		成果向上の余地なし。		4-7:	(又)	
	説		実			
なし	明		実施予定			
			定	-	なし	成果の方向性
5. 連携するこ	とで		時期			100012 - 50 1 2177
		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	刔			
					·長期 的	
なし	説明			(3	3~5	維持
				年間	間)	1,171
【効率性の評	/価】					
		余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)				
TAX 200		必要最低限の経費で実施している。		1	I	
	説					
なし	朗明		*-	- 次 評 (価(課長総括評価)	
					ま(又は計画どおり)継続実施	二次評価の要
7. 人件費の能	削減(の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)				一人計画の安
. , , , , , ,		申請者に渡す切符を購入するだけで、人件費的な要素はほとんどない。				
	説					
なし	明					
						不要
【公平性の評価	⊞1					
		化の余地(受益の機会が偏っていて不公平でないか)				
- · × minx 25 v		以前は1件につき500円を現金で支給していたが、17年度から段階的に支給額を引き下げてきた。	*-	- 次評/	価(経営戦略会議評価)	<u> </u>
			~ _	- N/BI-1	IM 《江东 PE 1277日 安 BXX H I IMI》	
なし	説明					
Q	の海	 正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)				
J. 文型有貝担		県内において、富山市以外は同水準と思われる。				
		20 - 20 - 20 B B 45 2001 (2012) 12 C B B 45 2001 (2012) 13 C B B 45 2001 (2012				
平均	説明					
	91					
1			1			

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

事業コード

52620008

【1枚目】

006030203

事務事業名権利擁護事業	部名等	民生部	政策の柱基3 健やか	いで笑	顔あふれるまち	づくり	会計 介護保険事	事業特別会計 (2	介護保険事業勘	
予算書の事業名 1. 権利擁護事業	課名等	社会福祉課	政 策 名 2 健康で安	で安心して暮らせる社会の構築			3. 地域支援事業費			
事業期間 開始年度 平成12年度以 終了年度 当面継続 業務分類 1. 施設管理	係 名 等	高齢福祉係	施 策 名 6. 地域で支	と えあ	う福祉社会の推	進	項 2. 包括的支援事業・任意事業費			
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	藤田 晶子	区 分なし				3. 権利擁護事務費			
	電話番号	0765-23-100	7 基本事業名 見守り支援体	本制の	確立					
◆事業概要(どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)					実紅	漬		計画・目標		
財産管理や公共施設等への手続き等に不安を感じる高齢者に対して日常生活自立支援事業を紹介したり、認ち安心して暮らせるよう成年後見制度の普及啓発を行なう。	は知症により判断	ī能力が者しく 小	十分な局齢者が、個人の尊厳を保	単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 認知症等により判断能力が著しく不十分な高齢者や虐待など複数の問題を抱えている高齢者		① 要介護	認定者数	人	2, 200	2, 31	1 2, 342	2, 487	2, 612	
対象		対 象 ② 指								
		標								
<平成23年度の主な活動内容> 本人が3つに載め、家族、関係者からの情報により、権利擁護の視点から緊急性の判断、実態調査を行い、 サイルは3つに載め、3人の後れな過剰できたもこと	、必要な支援	1① 権利擁活	護等相談件数(延件数)	件	0	1	6 20	25	30	
ササービスに繋ぐ。その後も経過観察を行なう。 *平成24年度の変更点			見制度市長村申立件数(高齢者	件	0		2 3	4	5	
変更なし		3								
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 判断能力が十分にない認知症高齢者や虐待・詐欺の被害にあっている高齢者などの権利擁護及び法的地が り、福祉の増進につながる。	位の確立を図	① 市長村	申立/相談件数	%	0.0	12. 5	15. 0	16.0	16. 7	
り、個性の特達につなかる。	_	果 ② 指 ②								
		標								
		↑成果指標が理	見段階で取得できていない場合、そ	の取	得方法を記入					
の 困難な状況にある高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するための介護保険制度が健全に運営され、3 だスが提供されています。	充実したサー									
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			11 (1)国・県支出金 (円)	千円)	19		0 61	61	61	
事務事業の開始時期は不明であるが、平成12年度の民法改正により禁治産制度が成年後見制度として改正に て高齢者の権利擁護が推進された。	され、介護保険制	制度施行に併せ	WK 1-7 1	千円)	0		0 0	0	0	
で 同国 単 ド 日 マ 7 世 で 7 J J J J D E C 7 J J E C 7 J E C 7			訳	千円)	12		0 25	25	25	
			1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	千円) 千円)	0 31		0 0 86	86	0 86	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢	みの変化など)			(人)	2		1 1	1	1	
認知症高齢者の増加による権利擁護対象者の増加			②事務事業の年間所要時間 (四	時間)	200	20	0 200	200	200	
				千円)	841	84		841	841	
				千円)	4, 205	4, 20		927 4, 205	927 4, 205	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入)					4,205			4, 200	4, 205	
特になし					長サービスのメ ニ					
			一 把握していな							

部・課・係名等 コード1

02020200

政策体系上の位置付け コード2

526002

予算科目

コード3

【目的妥当性の評価】

		HI Det 1					
		度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	_			D総括と今後の方向性	
直結度为	:	高齢者の尊厳の保持により、高齢福祉の推進に重要な役割を果たす	(1	1) 割	平価結果	果の総括	
大 ○ 直結度中	1	明		1	目的妥	当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
直結度/	`			2	有効性	● 適切 ○ 成果向上の余地あり	
2. 市の関与の	妥当	性(なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)		3	効率性		
○ 法令など	によ	り市による実施が義務付けられている		4	公平性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
足 ▲ 法令など	によ	る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困	(2	2) 4	う後の事	事務事業の方向性	
●難)なた	め、	市による実施が妥当		(現場	犬のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
	サー	- ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			終了		
		いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当				り事務事業と統合又は連携	
		ではしているので、市の関与を廃止が妥当			_	り見直し	
O 961C H II		介護保険法 第115条の45			_	ターニックを 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
根拠法令等を記	入	NI IZ PROPERTY STATES OF THE S	Ь		J +1.	W T / N / Y / Y / Y / Y / Y / Y / Y / Y / Y	
9 日的目声〕	の今	地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)					
3. 日的兄担し	の赤	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	_A_ 7/	<i>k</i> -₩ =	ル 学 字	(いっ じのとるわれせ お苦さ じるいるエ風で得るよ)	マスト 1
		がいの方外で心面は極力であり、元直もの水心なる。	X D	又平・[以晋条	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) 権利擁護事業に関する啓発と、どこへ相談すればよいのか、どのような支援が	コストと成果の方向性
なし	説明					受けられるかなどを周知していく必要がある。	コストの方向性
	叻						
				V/L	he nhe		
【有効性の	評値	五】			:年度 平成24		
4. 成果向上の	余地	(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)			度)		維持
		成果向上の余地なし。		ı .			
	説		実				
なし	明		施予				
			定			権利擁護事業に関する業務は、対応を早急かつスムーズに行なう必要があり、	成果の方向性
5 連携するこ	レで	、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	時期			関係する機関との連携・調整がより重要でありネットワークの構築を検討してい	,,,,,,
0. ÆD47 DC		成年後見制度利用支援事業・市民後見人養成事業と併せて、制度を周知させる必要がある。	期			く必要がある。	
	777				·長期		
あり	説明				的 3~5		維持
	91				:間)		維持
File at the company	from \$						
【効率性の評	.,						
6. 事業費の削消	或の名	会地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)					
		業務の性質上、事業費削減の余地はない。					
なし	説						
J. U	明					果長総括評価)	
						(又は計画どおり) 継続実施とするが、包括支援センター運営事業とのバランスを常 執行管理を行われたい。	に考え 二次評価の要
7. 人件費の削	減の	O余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	/= J	1/异硼	#八 C ŦX	M1] 官理で1] 4) 40 たい。	否
		対象者が今後増える可能性もあり、必要最低減の人件費で削減の余地はない。					
da i	説						
なし	明						
							不要
【公平性の評価	fi]						
		化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)					
		認知症等により判断能力が著しく不十分な高齢者で親族の協力が得られない者を対象としているため	*-	一次評	2価 (経	A 営戦略会議評価)	I
	⇒ ₩		^_	- 5/41	пи (ле	THE CASH SANGER HEAV	
なし	説明						
	21						
0 2444	en tyle	7. L. A. M. J. (19 4-1), 11 46.) W. 7. L. (18)					
9. 安益者負担	の適	正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)					
		国でガイドラインを等を定めているので、他の自治体と同様の水準である					
平均	説						
	明						

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

事業コード

52620006

【1枚目】

001030102

事務事業名認知症地域支援体制構築等推進事業	部 名 等	民生部	Ī	政策の柱3	健やかで	笑顔あ	ふれるまち		会計一般会計	介護	介護保険特別会計	
予 算 書 の 事 業 名 認知症地域支援体制構築等推進事業、認知症サポーター養成事業		課 名 等	社会福祉課	Į į	政策名2	健康で安	心して	暮らせる社会の	D構築	款 3. 民生	登 3. 地	域支援事業費
事 業 期 間 開始年度 H22 終了年度 当面継続 業務分類 6	3. ソフト事業	係 名 等 は	也域包括支援センタ	一予防係	施 策 名 地	域で支えあ	あう福	証社会の推進		項 1. 社会社	富祉費 2. 包	括的支援事業
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金	4. 市直営	記入者氏名	森山 明	1	区 分な	L				1 2. 老人神	富祉費 5. 任	意事業
		電話番号	0765-23-109	93	基本事業名 見	守り支援体	制の確	立				
◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)								実	績		計画	
地域において、認知症高齢者等と家族を支えることを目的に、 ①認知症への対応(予防、早期発見、ケア等)の普及啓発 ②地域のマンパワーや介護サービス事業所、近隣の商店等などの「地域資源」をネットワーク化	とし有効な支援を行	う体制を構築					単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 認知症高齢者、家族 認知症高齢者にかかわる事業者、医療機関、民間事業所、住民 等			1 65歳	以上高齢者			٨	12, 245	12, 2	79 12, 300	12, 350	12, 40
なられ近向部省にカルイナのデ末省、企派版例、民间デ末川、正氏 ザ 象			毎	高齢者数(要	(京介護認定者) 		٨	2, 032	2, 14	2, 200	2, 300	2, 40
< 平成23年度の主な活動内容 >			3									
マンケート調査 (徘徊高齢者について)、公開講座 (魚津市認知症フォーラム)の開催、徘 資源マップの作成、認知症地域支援体制ワーキングの開催、徘徊高齢者SOSネットワーグ			① 認知症	サポーター養 	表成講座開催[回数 	<u> </u>	15 		13 12	12	1
手 ホームページ (魚津市認知症支援サイト) の開設、認知症サポーター養成講座の開催、認知: * 平成24年度の変更点	症家族の集い		動2 徘徊高	齢者SOSネ	ベットワークを	登録者数	0	0		10 20	30	3
普及啓発事業については継続実施 医療機関との連携については、早期対応事業から当該事業において実施することとする。 排徊高齢者SOSネットワーク事業の運用開始			③ 家族の	集 い			0	4		8 12	12	2 1
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 高齢者自身が、医療やサービスを早期に検討し利用することや、地域での見守りなどの支援 認知症になっても安心して生活している。	体制が充実するこ	とで、たとえ	① 要介護	認定者の在宅	サービス利月	用率	%	53. 3%	54. (55. 0%	56.09	57. (
意図			果 ② 認知症 標 ③	サポーター数 	t 		人 	1, 175	1, 59	90 1, 900	2, 200	2, 50
∠ <施策の目指すすがた>			↑成果指標が現	見段階で取得	できていない	場合、その	の取得力	方法を記入				
の世代を超えて相互に理解と協力をもって連携し、支えあって生活しています。 結 市民が地域活動推進のため、お互い協力して福祉活動に参加しています。 果												
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)				財	県支出金		千円)	1, 878	2, 62	,		
認知症サポーター養成講座については、平成17年に厚生労働省で「認知症を知り地域をつくる10 ンの一環である「認知症サポーター100万人キャラバン」日本全国で開始された。当市において			そのキャンベー	源 (2)地方(千円)	0		0 0		,
また、H22より 国のモデル事業として認知症高齢者の地域支援体制を検討する事業として総合の				記	1(使用料・手数		千円)	0		5 0	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
				(4)一般則			千円)	v	2. 6	0	201	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制総	9和 4人体熱の亦	(/レナs ほ)			章)額((1)~(4)の に携わる正規		千円) (人)	1, 878	Ζ, 0.	1, 549	,	,
■ 開始時期が後の事務事業を取り合く環境の変化と、与後り恐される環境変化(広以上、統制制 高齢化がすすむことに併せて、認知症の症状がみられる高齢者が増加する傾向にある。また、独			現在の公的サー		の年間所要時		寺間)	300	61	00 600		•
ビスのみでは支えられないことも考えられる。				0 1 01 1 ///	②×人件費単f		千円)	1, 262	2. 5			
					係る総費用(千円)	3, 140	5, 1			
				(参考)人		. ,	@時間)	4, 205	4, 20		4, 20	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問なと	ごを記入)				の実施状況	(把掛	握して	いる内容又は把				
第5期介護保険事業計画策定委員会においても、介護に至らないための予防が重要との意見や、 れている。		応についての取	り組みが求めら	_	量している	同モラ H 2 2	デル事 2 高	業実施市町村				

部・課・係名等 コード 1

02020500

政策体系上の位置付け

コード2

526002

予算科目

コード3

【日的巫当性の証価】

l F	1的女子1	生り	计	JIII.]
1.	施策への正	直結度	₹ (₹	事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
	● 直結度力	ξ -	=24	地域における対応の仕組みを構築することで、たとえ認知症を患っても、家族や地域そして各種サービス利用 を早期に検討することで、安心して暮せる社会となる
大	○ 直結度□	Þ	説明	を平朔に検討することで、女心して春せる社会となる
	○ 直結度/	<u> </u>	91	
2.	市の関与の	妥当	性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
	○ 法令なる	どによ	:りす	市による実施が義務付けられている
旲	▲ 法令なる	どによ	:る津	後務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難)
間	なため、	市に	よる	5実施が妥当
下	○ 民間でも	らサー	- ビン	ス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
ij				5が、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当
				しているので、市の関与を廃止が妥当
	0 /			
根	拠法令等を	記入		
	目的見直〕	の金	₩ı (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)
÷	日 F 7 7 1 E C	*> //\		直しの余地はない
		=>/	,,,,	
	なし	説明		
		-91		
7	++±1.kL a	. ≑.π; <i>[</i>	п- Т	
-	有効性の			
	成果向上の	余地		果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
			局 新 知 記	命者徘徊SOSネットワーク事業に民間事業所が協力することや認知サポーターが増えることで、市内全域に認 定に関する理解が深まり、安心して生活できる環境となる。
	あり	説	AHI	にに対する年前が休まり、文化して工冶できる味噌となる。
	W) 7	明		
	連携するこ	とで	、今	より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
				隻予防事業との連携により、予防の大切さや地域で予防に取り組む必要性の認識が高まることで、より効果的な
		説	支持	景体制が構築される。
	あり	明		
7	効率性の評	価】		
			全批	(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
•	于水 <u>具</u> 小市	V94 * 2.		莫を縮小してネットワーク作りをすることは可能。しかし、効果を考えると現在の対応が好ましい
		=>/	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	あり	説明		
		91		
_	r rel alla - vi	(d) b -		of (A silkafedom) and a sale of the sale
	人件費の計	則減の		他(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
			現礼	犬では、2名で行い。イベント時に他の係員の協力をもらっている。
	なし	説		
	.60	明		
Z	\平性の評	洒】		
	受益者負担	の適		の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
			適工	Eである。
		説		
	なし	明		
	古の巫	老 点	切の	水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
•	平川の文金	日貝		が単(県内他市と比較し、今後のあり方について説明) 行と同程度。
			الكاا	p C PJT±/又 0
	平均	説		
		明		

*	評価結果の総括と	: 今後の方向性								
(1)	評価結果の総	5								
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり							
	② 有効性	適切	● 成果向上の余地あり							
	③ 効率性	適切	● コスト削減の余地あり							
	④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり							
(2)	(2) 今後の事務事業の方向性									
	現状のま	ま(又は計画ど	おり)継続実施 年度							
	○ 終了	○ 廃止	〇 休止							
	● 他の事務	事業と統合又は	連携							
	○ 目的見直	L								
	● 事務事業	りやり方改善								
★改			革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性						
★改	モデ	レ事業が終了し	て、補助事業ではなくなるが、(介護保険特別会計による)地	コストと成果の方向性 コストの方向性						
★改	モデル域支	レ事業が終了し 爰事業などで継	て、補助事業ではなくなるが、(介護保険特別会計による)地	,,.,,						
★改	モデ. 域支 また.	レ事業が終了し 爰事業などで継	て、補助事業ではなくなるが、(介護保険特別会計による)地 続する。	,,.,,						
★改	モデ. 域支 また. 次年度	レ事業が終了し 爰事業などで継	て、補助事業ではなくなるが、(介護保険特別会計による)地 続する。	,,.,,						
★改	モデ. 域支 また.	レ事業が終了し 爰事業などで継	て、補助事業ではなくなるが、(介護保険特別会計による)地 続する。	,,.,,						
	モデ. 域支! また. 次年度 (平成24	レ事業が終了し 爰事業などで継	て、補助事業ではなくなるが、(介護保険特別会計による)地 続する。	コストの方向性						
	モデ. 域支! また. 次年度 (平成24	レ事業が終了し 爰事業などで継	て、補助事業ではなくなるが、(介護保険特別会計による)地 続する。	コストの方向性						
実施予	モデ 域支 また、 次年度 (平成24 年度)	レ事業が終了し 爰事業などで継 認知症対応事	て、補助事業ではなくなるが、(介護保険特別会計による)地 続する。 業における医療機関との連携を当該事業で継続する。	コストの方向性						
実施予定	モデ 域支 また 次年度 (平成24 年度)	ル事業が終了し 最事業などで継 認知症対応事 の の の の の の の の の の の の の	て、補助事業ではなくなるが、(介護保険特別会計による)地 続する。 業における医療機関との連携を当該事業で継続する。 動など総合的な支援体制(地域包括ケアシステム)を見据えな	コストの方向性						
実施予	モデ 域支 また 次年度 (平成24 年度)	ル事業が終了し 最事業などで継 認知症対応事 の の の の の の の の の の の の の	て、補助事業ではなくなるが、(介護保険特別会計による)地 続する。 業における医療機関との連携を当該事業で継続する。	コストの方向性						
実施予定時	モデ 域支 また 次年度 (平成24 年度) 医療がら	ル事業が終了し 最事業などで継 認知症対応事 の の の の の の の の の の の の の	て、補助事業ではなくなるが、(介護保険特別会計による)地 続する。 業における医療機関との連携を当該事業で継続する。 動など総合的な支援体制(地域包括ケアシステム)を見据えな	コストの方向性						
実施予定時	モデ 域支 また 次年度 (平成24 年度)	ル事業が終了し 最事業などで継 認知症対応事 の の の の の の の の の の の の の	て、補助事業ではなくなるが、(介護保険特別会計による)地 続する。 業における医療機関との連携を当該事業で継続する。 動など総合的な支援体制(地域包括ケアシステム)を見据えな	コストの方向性						

★一次評価	(課長総括評価)	
		二次評価の要 否
		不要
★二次評価	(経営戦略会議評価)	